佛足石記文の撰述態度について : 『西域傳』の引 用に関して

著者	廣岡 義隆
雑誌名	三重大学日本語学文学
巻	6
ページ	41-46
発行年	1995-06-04
URL	http://hdl.handle.net/10076/6483

佛足石記文の撰述態度について

一「西域傳」の引用に関し 7

廣

岡

隆

試みた。しかし、不満に思うところがあり、目下掘り起こしの れた記文については、『古京遺文注釈』(注一)でその注解を 作業をしている。本稿は、その作業過程における中間報告であ **奈良市西ノ京の薬師寺に安置されている佛足石の周囲に刻ま**

平面に佛足跡が刻まれ、その四周に刻字がある。これが佛足石 記文である(注二)。正面(これをA面とする)は佛足跡礼拝 あることを伝えている。裏面(C面)は願文であり、右側面 た由来縁起で、天平勝寳五年(七五三)七月に彫られたもので 説くものである。左側面(B面とする)は佛足跡を彫るに至っ の霊験・功徳を『西域傳』『觀佛三昧經』からの引用によって (D面) は三法印の偈が記される、という構成になっている。 『大唐西域記』と考えられる。 『徒然草』第百七十九段に出る |西域伝」も、『大唐西域記』のこととしている。このように 佛足石記文について先ずその概略を示しておく。佛足石の上 A面の引用書『西域傳』については、玄奘詔譯・辯機撰の

これを『佚西域傳』と想定した。 る。私は、『古京遺文注釈』の中で、「あれこれの書を案じつ 考説した(注七)。以後、保坂三郎(注八)・橘健二(注九) が『釋迦方誌』以外にも『大唐西域記』や類書を参考にしたと であるとし(注六)、宮嶋弘は『釋迦方誌』が最も銘文に近い を引いて言及し(注五)、菊地良一がこの典拠を『法苑珠林』 収文」。」とする(注四)。その後、三宅米吉が『法苑珠林』 文所引 、不」似 " 西域記文 | 、稍合 | 釈迦方誌・法苑珠林所 と注するが(注三)、同じ頃、釋潮音は『西域記』『慈恩傳』 く対応するものではない。狩谷棭斎は「與西域記法苑珠林畧同 般的な考えである。しかし、その本文は『大唐西域記』とうま つ成ったものではなく、依拠した一書があったもの」と推定し、 ・加藤諄(注一〇)・松久保秀胤(注一一)に若干の考察があ 『釋迦方誌』『法苑珠林』やその他の諸書を博捜し、「考! 紀 「西域傳」と言えば『大唐西域記』のことと見るのがまずは一

『法苑珠林』は、「西域傳云」とある条(卷第二十九、聖迹

「大正蔵・3・9115トーレをゲン)こ出ている已事である。部第二。『大正新脩大蔵經』第五十三卷四九六頁下段〈以下、

陀國」(遺跡篇)の箇所に出てくる記事である(大正蔵・51・また『釋迦方志』の該当条は、『大唐西域記』同様に、「摩掲「大正蔵・53・四九六下」と略称〉)に出ている記事である。

51・九六九下)と思われる。この「玄奘著」の「西域傳一十二「玄奘著西域傳一十二卷」(同書、「遊履篇第五」。大正蔵・するが「失於信本」としているので、『釋迦方志』の依拠本は一部十篇」(大正蔵・51・九四八中)と他のテキストに触れは九六一中~)。『釋迦方志』はその序の中で、「彦琮著西域傳

卷」とは玄奘の『大唐西域記』(一十二巻)に違いない。

考察して行く。

や『釋迦方志』はその所収本であるわけである。が引いている「西域傳」をさしているのであり、『法苑珠林』と言い、『釋迦方志』と言っても、共にそれら

に依拠していると言うことはできない。宮嶋弘が言うように、すものである。以下同様)。これが最大の難点で、『法苑珠林』ない(「A8」とは佛足石記文の「正面(A面)八行目」を指ない(「A8〜12)及び(A12〜14)の本文に該当する箇所が見られしかし、この『法苑珠林』には、佛足石記文のA面後半部分しかし、この『法苑珠林』には、佛足石記文のA面後半部分

域傳』)の存在を推定したのであった。この『佚西域傳』依拠状況から、私は『佚西域傳』(今は散逸して残っていない『西傳』の方が佛足石記文に近い箇所もあるのである。このようなところがこの『釋迦方志』よりも『法苑珠林』所収の「西域

『釋迦方志』の「摩揭陀國」条が一番近い本文となる。

とする私案を変えるつもりはない。

られるのである。これを、A面冒頭部の該当条を取り上げて、というのではなく、整斉しながら撰文していった痕跡が見うけと相定していた。しかし、考察を進める内に、佛足石記文の撰と想定していた。しかし、考察を進める内に、佛足石記文の撰と想定していた。しかし、考察を進める内に、佛足石記文の撰と想定していた。とかしながら、完の『古京遺文注釈』執筆時には『佚西域傳』しかしながら、先の『古京遺文注釈』執筆時には『佚西域傳』しかしながら、先の『古京遺文注釈』執筆時には『佚西域傳』

別事項を取り上げることにする。都合もあり、これをここに掲げることはせず、A面冒頭部の個志』諸本と佛足石記文との比照作業は済んでいるが、紙幅上の志」諸本と佛足石記文との比照作業は済んでいるが、紙幅上の

【有一大垣】 (A2)

るのかということが問題となってくる。て四文字であるのか、それとも佛足石記文撰文時の文飾であて四文字になっている。佛足石記文だけは「一」が加わっは「有大石」となっている。佛足石記文だけは「一」が加わった、引用はいずれも『大正蔵』による)の三本ともに該当本文下、引用はいずれも『大正蔵』による)の三本ともに該当本文で、引用はいずれも『大正蔵』によ苑珠林』『大唐西域記』(以ここのところ『釋迦方志』『法苑珠林』『大唐西域記』(以

て、他の本文の字数句を一覧してみたのが次である(注一三)。

そこで当該の『西域傳』にかかわるA面の佛足石記文を省い

-- 42 --

知識家ロ/男女大小(B界外) /三國眞人浄足(B界外)知識家ロ/男女大小(B界外) /三國眞人浄足(B界外) 由此而滅/今口值國/非有幸之所致乎 (A6~8) 由此而滅/今口值國/非有幸之所致乎 (A6~8) 由此而滅/今口值國/非有幸之所致乎 (A14~20) 中間/衆蠡之相/不遇諸悪/是為休祥 (A14~20) 中間/衆蠡之相/不遇諸悪/是為休祥 (A14~20) 中間/衆蠡之相/不遇諸悪/是為休祥 (A14~20) 中間 一次 一個國人,有一個國人,有一個國人,有一個國人,有一個國人,有一個國人,有一個國人,有一個國人,有一個國人,有一個國人,有一個國人,

大唐使人/王玄策/向中天竺/鹿野蘭中/轉法輪處/因見/三國處人浄足(B界外)

月七日/改王字成・文室眞人智努/畫師越田安万/書寫神作了/檀主従三位智努王/以天平勝實四年/歳次壬辰/九宵五年/歳次選已/七月十五日/墨廿七日/并一十三箇日寳五年/歳次選已/七月十五日/墨廿七日/并一十三箇日寳五年/歳次選已/七月十五日/墨廿七日/并一十三箇日跡/得轉寫搭/是第一本/日本使人/黄書本實/向大唐國跡/得轉寫搭/是第一本/日本使人/黄書本實/向大唐國

□■■■」之聖□/永脱有漏/高證无為/同霑三界/共契一寫釋迦如来神跡/伏願/夫人之霊/駕遊入无勝之妙邦/受至心發願/為亡夫人/従四位下/茨田郡主/法名良式/敬

B 1 \ 17

諸行无常/諸法无我/涅槃寂静

C1~3

C 1 \ 12

本文であることを考えると、四字句としての整斉は、佛足石記本にしているので決め手に欠けるが、B面以下からこの佛足石記文は四字句を基本として撰文されていることが明らかとなったいることが理解できよう。このことと、『西域傳』に近なっていることが理解できよう。このことと、『西域傳』に近れ三本(釋迦方志・法苑珠林・大唐西域記)共に「有大石」のい三本(釋迦方志・法苑珠林・大唐西域記)共に「有大石」のい三本(釋迦方志・法苑珠林・大唐西域記)は原典が四字句を基本であることを考えると、四字句としての整斉は、佛足石記本である。

ここの箇所の三本は次のようになっている。【一尺八寸】 (A3)

「尺有八寸」——『大唐西域記』

文撰文時のものであると見た方がよいであろう。

「尺八」————『釋迦方志』「尺八寸」———『法苑珠林』

撰文時に「一尺八寸」の四字句に整えたものと推測される。には「尺八寸」或いは「尺八」とあったものを、佛足石記文のには∭してはいないことを意味している。恐らく『佚西域傳』記文が「一尺八寸」であることは、佛足石記文が『大唐西域記』が四字句の「尺有八寸」であるのに、佛足石

【足所蹈處】 (A4)

前稿(古京遺文注釈)では次のように記した。

「所」を助辞と見、「所蹈」の二字で「ふむ」と訓み、完

ここの箇所は、一見、「所蹈」の二字で「ふめる」と訓むこと 了の「り」を訓み添えた。

字で「ふむ」と訓み、完了の「り」を訓み添えていると解した 所蹈(ふめ)ル處(ところ)」の訓となるのである。 のであった。かくして「足〔ニテ〕所蹈ル處」の意となり「足、 ればならない。この場合は完了の意であるから、「所蹈」の二

意であり、しかもその場合未然形接続の「ふま・る」としなけ が可能なようであるが、「所」字の訓「る」は自発・可能等の

扨、ここの箇所、

「蹈此石上吾今最後留此足迹」——『大唐西域記』

きたものであろう。なお推考すると、これは佛足石記文撰文時 とあって、「所蹈」の表現は三本共に存在しないのである。 この「所蹈」の表現は、四字句に整斉する作業の過程で出て

り、「所」字における和臭用法と言うべきものとなってくる。 の二字で「ふむ」と訓むのとは違って、誤用に基づくものであ 性が出てくる。「ふま・る」の「る」を、「ふめ・る」の「る」 なり、「所蹈」の「所」を「る」と訓ませた一種の誤用の可能 における整斉の可能性が高いことから、本邦の人による表現と に借用した誤用である。となると、これは当初考えた「所蹈」 「故蹈石上之雙跡也」」 「故蹈石上之雙足迹」— — 『法苑珠林』 - 『釋迦方志』

【不信正法】(A5)

性もあるが、撰文者の手も考えられよう。 の該当箇所にも存在しない。『佚西域傳』に依拠した句の可能 この句は『大唐西域記』『釋迦方志』『法苑珠林』のいずれ

【還生文相】 (A5) 他本は次のようになっている。

「還平」の「平」は「平復」の「平」の意かと考えられるが、 「還平文彩」——『大唐西域記』 還平文采」——『釋迦方志』『法苑珠林』

となると「文の相」ではなく「文及び相」の意となる。「相て「文相」としたとする長谷川純子の見解に従う(注一四)。 たものであろう。 文」ではなく「文相」としたのは「文彩(采)」の語順に倣っ はないが、ここは当記文中の「輪相花文」(A3)に照応させ 表現になっている。「文彩」「文采」はほぼ同義であり難解で 佛足石記文の「還生」の方が意義がよりわかりやすい直接的な

文 (A 5)

西域傳』の表現を変えて記した可能性が出て来るものとなる。

このように見て来ると、この箇所も佛足石記文撰文時に『佚

と復元している箇所の用例である。他本の該当箇所は次の通り ここは、佛足石記文の本文「又揖」」中」を「又揖殑河中」

「於是捐棄殑伽河流」 — 『大唐西域記』

「乃捐殑河中」 乃捐殑伽河中」 - 『釋迦方志』 —『法苑珠林』

なお、「又」の字は佛足石記文中に、もう一か所「又北印度…」 である(「又、復也。」毛詩鄭箋など『經籍纂詁』卷八十五/ になっている。「又」は、「復」や「更」の意で使用される字 る。これは、佛足石記文の撰文者による表現辞の可能性がある。 れたのではないかと思われる落ち着かない用字で和臭の感があ 何の違和感もない用字であるが、「又」は和訓「また」に引か (A8) の所で使用されていて、そこも引用文ではない撰文者 「又、猶更也。」『廣韻』去聲四十九)。「乃」や「於是」は しかるにこの佛足石記文は「乃」でも「於是」でもない「又」

【今現圖寫】 (A6)

の用字の箇所である。

と展開されている。これは、 「近為金耳國………」(A4)、「今現圖寫………」(A6) 佛足石記文の表現を辿ると、「昔阿育王………」(A2)、

昔……、近……、今……。

通り存する。 という時の観念に基づく対比的表現の箇所である。 「近……」の表現は『大唐西域記』や『釋迦方志』に、次の

「近者設賞迦王」-『大唐西域記』

しかし、「昔……」・「今……」に該当する表現句は『大唐西 「近爲金耳國設償迦王」——『釋迦方志』

域記』と『釋迦方志』にはなくて、『法苑珠林』は次の通りで

又從南行百五十里度殑伽河至摩揭陀國。屬中印度。…中略 …。昔無憂王作地獄處。…中略…。近爲惡王金耳毀壞佛迹。

ある。

…中略…。貞觀二十三年有使圖寫迹來。 (『大正蔵』53・五〇二上)

に行っている。加藤諄には貞觀二十二年の誤りであるとの指摘 るという指摘を、三宅米吉(注一五)や加藤諄(注一六)が既 來。」の一文と佛足石記文の「今現圖寫所在流布」とが対応す ことになる。この箇所について、「貞觀二十三年有使。圖寫迹 惡王金耳……」、「貞觀二十三年有使圖寫……」の表現があり、 ここに「昔無憂王……」(無憂王とは阿育王のこと)、「近爲 「貞觀二十三年」を「今」とすると、当佛足石記文に対応する

ここも佛足石記文撰文者の手が想定できる箇所である。

文者の引用態度は、『西域傳』の次に展開される『觀佛三昧海 ではない「撰文」の跡を確認することが出来たと思う。この撰 記事中から佛足石記文の撰文者の手を探ってみた。単なる引用 以上、A面の六行目までに引用される「西域傳」(A2)の

6)の条、一八二頁、参照)。 る(『古京遺文注釈』②「仏足石記」の「観佛三昧輕||云] (A經』からの引用箇所(A7)において、より著しくなるのであ

注

- 当した。

 ・上代文献を読む会編『古京遠文注釈』(一九八九年二月)。筆者
- がある。本稿はこの後者に拠っている。
 九九○年六月)に拠られたい。後者は前者を一部訂しているところ九九○年六月)に拠られたい。後者は前者を一部訂しているところがある。本稿はこの後者に拠っている。
- 車1」所収。 三 狩谷棭斎『古京遺文』(文政元年刊、一八一八年)。「勉誠社文
- □ 釋潮音 『佛蹟誌』 『佛足跡紀文考證』写本。文政二年、一八一九八七年七月)。
 □ 釋潮音 『佛蹟誌』 『佛足跡紀文考證』写本。文政二年、一八一九九八七年七月)。
- 六 菊地良一「佛足石歌の研究」(『學苑』六一五、一九三九年五月)「文學博士三宅米吉著述集』下卷所収)。 五 三宅米吉「佛足石」(『考古 學 會 雜誌』一一七、一八九七年。

- 八年一二月)。 一〇 加藤諄「仏足石―日本における―」(『古美術』二四号、一九六
- 号、一九七〇年一〇月)。一 松久保秀胤「佛足石ものがたり」(3)(薬師寺刊『薬師寺』七

一二 吉村怜は、このB面一六行目の「神石手」について詳細に論じな

- 『古京遺文注釈』で神直石手が佛足石記文の撰文者であろう、と記学美術史学会『美術史研究』八冊、一九七一年三月)。その後私は、(吉村怜「薬師寺仏足石記と書写「神直石手」について」早稲田大がら、その神直石手は書家であり、撰文者は智努自身であるとした
- 一四 長谷川純子は三重大学大学院院生(近代文学)である。大学院科れによっている。新旧字体の混在という形になっているのはそのためである。
- 一五 三宅米吉。注五に同じ。
- 一六加藤醇。注一〇に同じ。